令和4年第2回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時開催場所

令和4年2月9日(水) 午後3時00分 岐阜市役所 庁舎6階 6-1会議室

出席委員

林 明・江崎 和浩・古田 薫・酒井 勉

松野 芳正・野々村 貢・福田 正義・清水 健吉

河田 均・舘林 朋子・江﨑 美咲・村木 多藏

西垣 隆・林 安廣・髙橋美穂子・椙下 信孝

山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏

議長

栗本 恒雄

農地利用 最適化推 進 委 員

伊藤 勇・伊藤 一仁・伊原 道夫・塩谷 芳美

大野 政司・ 小河 先・ 奥村 富則・ 加納 康男

岸野 治郎 · 桒原 修司 · 神山 肇 · 酒井 秀男

杉本 宜永 ・ 髙橋 直美 ・ 戸﨑 和美 ・ 永田 俊幸

福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦

村瀬 東三・ 山田 貞夫・ 山中 敏彰

事務局

事務局長 横井 敬太 副主幹 伊佐治伸一

主査 吉村 雅子 主査 高橋 伸和

副主查 岩垣 康弘 主任主事 宮本 一路

- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議に ついて
- 議案第8号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請 の審議について
- 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請 の審議について
- 議案第10号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地 等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証 明願の審議について
- 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告に ついて
- 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 出の受理の報告について
- 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届 出の受理の報告について
- 報告第7号 農地所有適格法人確認報告書について

それでは、令和4年第2回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを御報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたい と思います。

議席番号10番河田均委員、議席番号11番舘林朋子委員、御両名様、よろ しくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も御意見や御質問がございました ら御遠慮なく御発言をいただきたいと思います。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、 今回の申請は、所有権の移転12件、使用貸借による権利の設定が7件、以 上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第7号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を 設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております 申請はいずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判 断しております。

- 2ページをお願いします。
- 1番から4番、北長森地区の申請は、使用貸借の設定及び所有権の移転 で、受人は農業経営の拡大を図るものです。
 - 3ページをお願いします。
- 5番、木田地区の申請は、農業経営の拡大をする譲受人へ、田を譲り渡 すものです。
- 6番、黒野地区の申請は、農業経営の安定を図る譲受人へ、畑を譲り渡 すものです。
- 7番、鶉地区の申請は、農業経営の拡大をする譲受人へ、田を譲り渡す ものです。
- 8番、岩地区の申請は、農業経営の拡大をする譲受人へ、田を譲り渡す ものです。
 - 4ページをお願いします。
- 9番、岩、芥見、三輪地区の申請は、農業経営の拡大をする譲受人へ、 田を譲り渡すものです。

10番、芥見地区の申請は、農業経営の拡大をする譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

11番、合渡地区の申請は、農業経営の拡大をする譲受人へ、田を譲り渡すものです。

12番と、次のページの13番、三輪地区の申請は、所有権の移転及び使用貸借の設定で、受け人は農業経営の拡大を図るものです。

14番、網代地区の申請は、農業経営の拡大をする譲受人へ、田を譲り渡すものです。

15番から6ページの19番までの、柳津地区の申請は、使用貸借の設定及び所有権の移転で、受け人は農業経営の拡大を図るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第7号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等につきまして、担当地区の委員の皆様から御説明 をいただきます。

それでは、1番から4番、北長森地区は、林明委員、お願いいたします。

林(明)委員

- 1番から4番の申請について、説明させていただきます。
- 1番と2番の申請は、農業経営を拡大する借人へ農地を貸し出すものです。
- 1月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では野菜を栽培される予定です。

- 3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。
- 1月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では水稲を栽培される予定です。

借人、受人は、地元の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題 ありませんので、許可は問題ないと考えております。

続きまして、4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡す ものです。

1月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では水稲を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

ありがとうございました。

続きまして、5番、木田地区は、西垣隆委員、お願いいたします。

西垣委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

1月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では水稲を栽培される予定です。

受人は地元の取り決めなども承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

6番の申請は、農業経営の安定を図る受人へ畑を譲り渡すもので、共有者の持分を他の共有者へ移転するものです。

申請地は以前から受人が耕作されており、引き続き柿を栽培されるとのことです。

受人は、地元の方で、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、7番、鶉地区は、椙下信孝委員、お願いします。

椙下委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。 2月3日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地 立会いを行いました。

申請地では水稲の栽培を行うとのことです。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、8番、岩地区は、事務局から説明いたします。

伊佐治副主幹

8番の岩地区の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

2月1日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、受人とともに

現地立会いを行いました。

申請地では、水稲の栽培を行うとのことです。

受人は、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議長

続きまして、9番、岩地区、芥見地区は、事務局から説明します。

伊佐治副主幹

9番の岩、芥見の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

1月26日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、申請代理人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、いずれも水稲の栽培を行うとのことです。

受人は、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことです。

議長

同じく、9番、三輪厳美地区は福田正義委員、お願いいたします。

福田委員

9番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人 へ農地を譲り渡すものです。

受人は、芥見地区の担い手ですが、芥見地区のみではなく三輪地区でも 耕作をされております。

申請地では水稲を栽培される予定です。

受人には、地元の取り決めを遵守し、畦畔、用排水の管理に努めていた だくようお願いしておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、10番、芥見地区は、事務局から説明いたします。

伊佐治副主幹

10番の芥見地区の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月26日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、申請代理人とともに現地立会いを行いました。

申請地の畑は管理状態もよく、受人は、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないとのことです。

続きまして、11番、合渡地区は村木多藏委員、お願いいたします。

村木委員

11番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。申請地では、水稲を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、12番、13番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いいた します。

山口委員

12番の申請は、農業経営を拡大する受人へ農地を譲り渡すものです。申請地では野菜を栽培される予定です。

13番の申請は、農業経営を拡大する借人へ農地を貸し出すものです。申請地では水稲を栽培される予定です。

受人、借人は、地元の取り決めなども承知し、所有する他の農地も適正 に管理しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、14番、網代地区は、松野芳正委員、お願いいたします。

松野委員

14番の申請は、農業経営を拡大する受人へ田を譲り渡すものです。

1月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地では水稲を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、15番から19番、柳津地区は、椙下信孝委員、お願いいたします。

椙下委員

15番から18番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、田を貸し出すものです。

1月18日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人とともに現地立会いを行いました。

申請地では水稲を栽培される予定です。

借人は、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

続きまして19番の申請は、農業経営の拡大を図る受人へ田を譲り渡すものです。

1月18日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では水稲を中心に栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども理解されており、耕作状況も問題ありませんので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第7号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第7号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第8号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第8号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

8ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、5平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、方県地区からの申請は、営農型太陽光発電施設の農地転用許可申請です。

これは営農型太陽光発電施設に転用期間3年の一時転用をするものです。 申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として

利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であります。

原則不許可でありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものと考えられ許可し得るものです。

営農型太陽光発電施設は、周辺の農地に係る営農状況に支障を生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可否を判断するものですが、転用期間が満了する際に、要件を満たしていれば再度一時転用許可が受けられます。

また、営農型太陽光発電施設は、通常の太陽光発電施設と異なり、農地の上部に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では営農を継続するものです。

今回は、下部の農地でシイタケを栽培します。 以上でございます。

議長

ただいま、議案第8号について説明を受けました。

議案第8号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第8号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第9号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

11ページの総括表をご覧ください。

今回は、4件、合計1,706平方メートルです。

12ページをお願いします。

1番、北長森地区からの申請は、事業用資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積 に占める字地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置してい るため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、黒野地区からの申請は、事業用駐車場に転用するものです。 申請地は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、 申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医 療施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3番、合渡地区の申請は、住宅の敷地に転用するものです。

申請地は、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあ る農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は原則不許可ですが、転用目的が既存施設の拡張であ り、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えない ため、許可し得るものです。

4番、柳津地区の申請は、事業用駐車場に転用するものです。

申請地は、鉄道の駅を中心に半径500メートルの円で囲まれた区域の面 積に占める宅地面積が40パーセントを超える場合、その割合が40パーセン トとなるまでの円の半径を延長したときの半径の距離以内の区域にあるた め第2種農地と判断しました。

よって第1種農地の例外規定、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域 において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるも のであることを準用し、許可し得るものです。

以上でございます。

ただいま、議案第9号について説明を受けました。

議案第9号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第9号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

長 議

議 長

長 議

続きまして、議案第10号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、議案第10号について説明いたします。

14ページをお願いします。

今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は、7,293平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、 特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受 けるための要件を備えているか、事務局において十分調査しました。

その結果、3番の柳津からの申請のうち丸4番については登記地目は畑となっておりますが過去に転用届が提出されており本市農地基本台帳に登載されておりません。

丸5番については登記地目が宅地であり、現地は宅地の一部の家庭菜園となっており、以前から本市農地基本台帳に登載されておりません。よって被相続人が農地として耕作していたかを確認できず、納税猶予適格者を証明する要件を満たしていないことになります。

しかしながら、申請人の委員会審議要請を受けこの2筆についてもお諮りするものでございます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第10号について説明を受けました。

3番柳津地区の申請のうち審議要請のあった丸4番、丸5番については、 現地調査を行いました。

それでは、椙下信孝委員、お願いいたします。

椙下委員

- 3番の申請は、被相続人から相続した土地の相続税の納税猶予の対象地であることの証明を求めるものです。
- 1月28日に、農地利用最適化推進委員、及び事務局職員とともに現地確認を行いました。

丸4番の転用届が出された申請地は、耕作の状態から農地性があるとは認めがたい状況と考えます。

もう一つ丸5番の申請地は、住宅敷地の中で、現地は耕作の状態からして、農地性があるとは認めがたい状況と考えます。

ついては、申請地5筆のうち現地確認のあった丸4番と丸5番を除いて 証明するものであると考えます。

議長

ありがとうございました。

議案第10号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第10号について、申請明細3番の丸4番、丸5番の2筆を除き、証明することに賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

全会一致で、決定といたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第4号から第7号について、事務局の説明を求めます。

伊佐治副主幹

それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、 届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局 規程に基づき、令和4年1月に農業委員会事務局長が受理を行いましたも のを報告いたします。

報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、 第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届 出です。

16ページをお願いします。

今回の各地区別の届出は、24件、合計55,461,50平方メートルです。

続きまして、報告第5号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地 転用届出の受理の報告について説明いたします。

18ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、15件、合計7,336.94平方メートルです。

明細は、19ページから22ページです。

続きまして、報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地

転用届出の受理の報告について説明いたします。

24ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う 第5条届出の総括表となります。

届出の合計は、82件、合計42,081.42平方メートルです。

明細は、25ページから46ページです。

続きまして、報告第7号、農地所有適格法人要件確認報告書について説明いたします。

48ページをお願いします。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和4年1月末までに、1法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議長

御発言も無いようでございますので、以上をもちまして、本日の会議を 終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時35分閉会を宣す。